

令和 7 年 3 月 1 8 日
都市整備部安全都市づくり課

老朽建築物除却助成金制度の改正について

1. 背景

本区では、江東区耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準の木造住宅に無料で耐震診断を行い、耐震性が不足する住宅には耐震改修の工事費等又は除却費の助成を行っている。

耐震診断の結果、老朽化が著しいなど、耐震改修が技術的に困難である状況であるため、耐震改修に比べ、除却や建替えを選択する所有者が多い状況となっており、除却工事に要する費用は年々増加傾向にある。

2. 改正内容

上記の状況を踏まえ、老朽建築物除却助成における助成金の上限額を引き上げる。

	助成金額
現行制度	助成対象経費の2分の1（上限 <u>50万円</u> ）
改正後	助成対象経費の2分の1（上限 <u>100万円</u> ）

※助成対象は旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築）の木造住宅

3. 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 4 月 区報、ホームページにて周知開始
申請受付開始